解散公告

当社は、平成二十九年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十八日

大阪府東大阪市荒川三丁目一二番一二号

株式会社佐保不動産

代表清算人　佐保　博文

解散公告

当社は、平成二十九年十二月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十八日

大阪府泉佐野市松風台三丁目四四五九番地の四

株式会社ＴＯＲＯＲＯ

代表清算人　神部　洋之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十八日

神戸市東灘区魚崎中町三丁目一番七号

株式会社魚多喜

代表清算人　西村都美恵

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十八日

和歌山県伊都郡高野町大字高野山一三二番地

一般財団法人高野山勧学財団

清算人　添田　隆昭

解散公告

当法人は、平成三十年一月十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十八日

広島県廿日市市木材港南一番一号

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス

代表清算人　田中　文雄

解散公告

当社は、平成二十九年十二月二十日開催の株主総会の決議により平成二十九年十二月三十一日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十八日

福岡県福岡市博多区金の隈二丁目一番五号

北筑安全産業株式会社

代表清算人　秦　浩一

解散公告

当法人は、平成二十九年十二月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十八日

佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙二番地一

特定非営利活動法人宅老所湯の田

清算人　原田美佐子

解散公告

当社は、平成二十九年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十八日

熊本市南区平田二丁目五番一七号

株式会社ホリゾン

代表清算人　堀　寛俊

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十九年十二月十一日、群馬県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十八日

群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町五九四番地三

清算法人小泉泉沢土地改良区

清算人代表　白石好太郎

解散公告（第三回）

当社は、平成十五年十月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十八日

東京都三鷹市北野三丁目八番二六号

多摩朝陽運輸株式会社

清算人　滝田　勝則

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十二月十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十八日

石川県金沢市旭町一丁目二一番一八号

医療法人社団旭会

清算人　摩郷　哲

配当公告

仙台市若林区六丁の目西町七番二五号

破産者　ハード株式会社

右の者に対する仙台地方裁判所平成二十九年（フ）第四〇六号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一三三、五〇八、三二八円

一、配当することのできる金額

金三四、三〇〇、六一五円

平成三十年一月十八日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目一七番二四号高裁前ビル五〇四

破産管財人　内田　正之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県三沢市南町三丁目三一番地三一七〇、最後の住所青森県三沢市南町三丁目三一番地三一七〇号　被相続人　亡　天間　武美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十八日

青森県十和田市西三番町一番四二号ＮＴＴ十和田ビル二階弁護士法人青空と大地

相続財産管理人　弁護士　村田　典子